

電波監理審議会（第 1 1 3 2 回）議事録

1 日時

令和 6 年 8 月 2 7 日（火） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 2 0

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

（1）電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

（2）審理官

古賀 康之、鹿島 秀樹

（3）総務省

（情報流通行政局）

豊嶋 基暢（情報流通行政局長）、赤阪 晋介（大臣官房審議官）、
佐伯 宜昭（放送政策課長）、増原 知宏（放送政策課室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、
中村 裕治（電波政策課長）、岸 洋佑（携帯周波数割当改革推進室長）、
廣瀬 照隆（基幹・衛星移動通信課長）、
糸 将之（基幹・衛星移動通信課電波利用分析官）、
小川 裕之（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

（4）幹事

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
審理官の任命	1
3. 諮問事項（情報流通行政局）	
放送法施行規則の一部を改正する省令案（放送法の改正に伴う制度整備）	4
4. 報告事項（総合通信基盤局）	
デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書（案）	7
5. 諮問事項（総合通信基盤局）	
（１）４．９ＧＨｚ帯における第５世代移動通信システムの普及のため の特定基地局の開設指針案	16
（２）電波法施行規則等の一部を改正する省令案等（９０ＧＨｚ帯滑走 路面異物検知レーダーの導入等）	23
6. 付議事項	
審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請 求の付議	29
7. 閉 会	36

開 会

○笹瀬会長 ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日の８月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第６号５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項が１件、諮問事項３件、報告事項が１件、それから付議事項が１件となっております。

議決事項

審理官の任命

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。最初に、審理官の任命につきまして、事務局から御説明よろしく申し上げます。

○松田幹事 事務局の松田でございます。それでは、審理官の任命について御説明いたしたいと思います。

審理官につきましては、総務大臣の処分等に対する審査請求や意見聴取等の準司法手続を行うため、その公平中立性・法的専門性の観点から、平成２０年から法曹資格者を非常勤審理官として任命しているところです。

今般、鹿島秀樹審理官は、本年９月１１日で任期満了となります。後任の方につきましては、日本弁護士連合会より御推薦をいただいた三村義幸氏を候補として、総務大臣から審理官任命について電波監理審議会の議決の求めがございました。審理官につきましては、総務大臣の処分等に係る審査請求事案等が

予想され、引き続き遅滞なく審理を取り運ぶことができるよう体制を整えておく必要がございます。

三村氏におかれましては、高等裁判所や地方裁判所、家庭裁判所等を歴任し、審理官として適任であると考えております。つきましては、三村氏の審理官任命について議決いただきたくお願いいたします。

なお、鹿島審理官におかれましては、これまで大変御尽力をいただきました。これまでの御労苦に事務局として深く感謝申し上げます。

なお、本件につきましては、任命前の段階でございますので、任命される9月12日まで、取扱いには御注意をお願いいただければ大変幸いです。

事務局からは以上です。何とぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。鹿島審理官、どうも長い間ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御後任の候補の方、大変豊富な経験を有していらっしゃる方だと思いますので、同意いたします。鹿島審理官、これまで大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 同意いたします。鹿島先生、本当にお世話になりました。またよろしく申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適切な人事だと思いますので、同意いたします。鹿島審理官におかれましては、長年尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

○笹瀬会長 ありがとうございました。矢嶋先生はまだ入られていないようですので、入られたら確認いたします。

鹿島審理官、どうもありがとうございました。一言御挨拶いただけますでしょうか。

○鹿島審理官 2期4年にわたりまして、非常勤審理官としてお世話になりました。審理官固有の仕事というよりは、むしろ我が国の電波放送行政の直面する様々な課題につき勉強させていただいた4年間であったと認識しております。この間、会長をはじめとする委員の先生方、事務局所管課の皆様の真摯かつ誠実なお仕事ぶりに感銘いたしました。今後も、引き続き御尽力いただきますよう、国民の1人としてお願い申し上げ、失礼いたします。4年間誠にありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

今、矢嶋先生入られたので、この件に関して何か御意見、御質問ございますか。

○矢嶋委員 矢嶋でございます。皆様、参加が遅くなりまして申し訳ございません。今、鹿島審理官の御挨拶もお伺いいたしました。これまでどうもありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、全員賛同ということですので、本件に関しましては、審理官の任命については議決することといたします。どうもありがとうございました。

鹿島先生、どうも長い間ありがとうございました。

○鹿島審理官 こちらこそ、いろいろありがとうございました。失礼します。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で議決事項を終了いたしますので、続きまして、諮問事項に入りますので、情報流通行政局の職員の方に入室するようによろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

放送法施行規則の一部を改正する省令案（放送法の改正に伴う制度整備）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第13号、放送法施行規則の一部を改正する省令案（放送法の改正に伴う制度整備）について、増原放送政策課室長から報告よろしくお願いします。

○増原放送政策課室長 よろしく願いいたします。

諮問第13号説明資料に沿いまして、放送法施行規則の一部を改正する省令案について御説明をさせていただければと思います。

本省令案は、前回の電波監理審議会でも御説明をさせていただきました、さきの通常国会で成立いたしました放送法の一部改正法に基づきまして、NHKのインターネット配信が必須業務化することに伴いまして、来年度の後半から実際にNHKが必須業務としてインターネット配信を開始するために必要な省令の整備につきまして、他の省令等もございますが、それに先行して改正をさせていただくものでございます。

今回の改正につきましては、改正の概要のとおり、放送番組の見逃し配信を行う期間の規定、試行的受信における品質制限措置の規定、番組関連情報配信業務に係る業務規程の記載事項、受信契約の条項に定める事項、必要的配信業務に係る経理に関する規定等ございますが、必要的諮問事項といたしましては、放送番組の見逃し配信を行う期間の規定、それから試行的受信における品質制限措置の規定の2件が該当しているところでございます。

施行期日としましては、改正法の施行の日としておりますけれども、8月14日に施行日政令が公布されまして、令和7年10月1日が施行日となっております。

本省令案の諮問に先立ちましては、意見公募を実施しております。意見といたしましては、12件、このうち本件意見公募はNHKの任意業務として行うインターネット配信業務の実施基準の認可に関するガイドラインの案も併せまして実施をいたしましたところ、省令案についての意見については6件でございました。

3ページ以降、説明資料となっております。

4ページ目につきましては、前回も御説明差し上げました改正法の概要でございますので、恐縮ですが、今日の説明においては割愛をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、5ページ目、今回諮問をさせていただきます省令案の概要となります。先ほど御説明しましたとおり、諮問事項につきましては2点ございます。

1点目でございます。放送番組の見逃し配信を行う期間、これが省令に委任されておりますけれども、本省令案については、放送の日から1週間と規定したいとするものでございます。この点、意見公募でも、より長く見逃し配信をしてほしいといった御意見もございましたけれども、意見公募でも回答しておりますとおり、現行のNHKプラス、あるいは民間放送事業者の配信サービスにおきまして、基本的に見逃し配信の期間は1週間とされているところでございまして、国民、視聴者の視聴習慣としても定着していると考えられることを踏まえまして、1週間と規定をさせていただいているものでございます。

2点目でございますけれども、NHKがインターネット配信を行う際には、試行的受信、いわゆるお試しで視聴をさせることができるのですが、その際には、配信の品質を制限する措置、品質制限措置を講じることとなっております。本省令案はその内容を定めるもので、試行的受信措置を講ずる放送番組等の影像上に、試行的受信措置を講じたものであることが分かるメッセージなどの情報を相当程度の大きさに常に表示する、あるいは、これに類しまして、当

該放送番組等が試行的受信措置を講じたものであるということが分かる情報を利用者が確実に閲覧することを確保する措置を行うこととしております。

加えまして、2項でございます。災害情報など、緊急に伝達することが必要な情報につきましては、そのような試行的受信措置を講じている状況であっても、確実に利用者に情報を届けることが必要となりますので、公衆の生命または身体の安全の確保のために必要な情報につきましては、必要最小限度の措置によることができるとしているものでございます。

以上の2点の省令改正について諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの諮問に關しまして、御説明に關しまして、御質問、御意見等よろしくお願いいたします。これも順番にお伺いします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。この内容については、審議を重ねたものでありますので、同意をいたします。

様々な情報やコンテンツにアクセスする受信者に、多様性に関するニーズがかなり広がっており、それに対応したものということであると考えております。また、既に以前にも何度か申し上げましたが、難視聴解消措置については、人口減少する中で放送業界を取り巻く環境も様々変わってきている中ですので、ある程度共有化できるものは積極的に進めていただきたいと考えています。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 賛成いたします。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 適切な改正かと存じます。同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 時代に即した適切な改正と考えます。インターネット放送への対応はもう必須だと思いますので、賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私も、適切な改正だと思いますので、賛同いたします。

○増原放送政策課室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 その他、追加の御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第13号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○増原放送政策課室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、以上で情報流通行政局に関する議事を終了いたします。情報流通行政局の職員の方は退室よろしくお願ひします。また、事務局におかれましては、総合通信基盤局の職員の方に入室するように御連絡よろしくお願ひします。

(情報流通行政職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

報告事項（総合通信基盤局）

デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書（案）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。最初に、報告事項、デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書（案）につきまして、岸携帯周波

数割当改革推進室長から、御説明よろしく申し上げます。

○岸携帯周波数割当改革推進室長 総務省電波政策課の岸と申します。本日はよろしく願いいたします。

それでは、資料１０－１及び資料１０－２に基づきまして、ただいま御案内ございましたデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会報告書（案）につきまして御説明をいたします。

資料１０－１を御覧いただければと思います。

今回の電波政策懇談会の報告書のコンセプトといたしまして、ワイヤレストランスフォーメーションを推進する政策の全体を戦略と銘打つという形にしてございます。このコンセプトにつきまして御説明をいたします。

１番に、社会の変化と電波利用の拡大というところで、現状認識を整理してございます。１－１、社会の変化は、電波に限らず、社会全体を見渡したときの足元に起きつつある変化というのを３つにまとめてございます。１つは社会構造の変化、少子高齢化、人口の減少。情報通信産業に限ってみれば、ＧＤＰが全体として停滞しているというところについて、この産業がどう貢献していくかといったことが課題になっているということ。個人の生活に焦点を当てたものが②でございまして、ウェルビーイング、多様性が重視される社会になってきており、人生１００年時代ということで直線型の教育ではなくて、リスクリング・リカレント、学び直しといったことが重視をされてきつつあること。③の安全安心という観点からは、地震・水害など、特に災害が多い我が国にとっては脅威になっていること。経済安全保障といったことも、これは世界的に重視がされてきていること。こういったことを今の世の中の現状認識として整理をしております。

そこに、そういう社会に対しまして、今電波利用の拡大が進んできているという現状認識、こちらは電波政策という観点から整理をしておりますのが１－

2 でございます、電波利用が普及してきている、携帯電話をはじめとして無線システムの普及、5 G の人口カバー率は今 96.6%まで来ているということ。日常生活に深く浸透しており、いわゆるコミュニケーションツールとしてではなく、まさにライフラインとしてこの無線システムというのが存在し、その重要性が増してきているということ、こういった認識に立ってございます。そして、②のところ、無線技術というのが非常に多様化、あるいは高度化してきているという現状認識でございます。衛星といったものと、ある地上の端末との通信というのができる世の中になってきている。あるいはHAPSというのは、いわゆる空飛ぶ基地局というふうに言ったほうが分かるかと思いますが、空中において、いわゆる基地局としての機能を果たすような仕組みというのができつつあること。あるいは通信規格という意味では5 G の次に向けた研究開発なりが進んできているということ。それが、いわゆる全国バンドだけではなくて、地域でもそれぞれのユースケースに応じて使えるローカル5 G というところも芽生えつつあるということ。このような多様化の状況を整理してございます。そして③、これと相まって無線活用分野というのが拡大をしてきているということ。いわゆるスマートフォン、パソコンといったようなインターネットにつながるというだけではなくて、スマート農業、医療、建設、物流など産業が拡大してきているということ。無線システムが飛び交うその場所というのも、陸から、海あるいは空、宇宙といったところまで広がってきているということ。このような現状認識に立った上で、さらにこの周波数というのがどんどん使われていく世の中になっていくという段階で、我々はどういう社会を目指してどういう政策をしていくべきかといったことを御議論いただいたということであります。

2 番が、目指すべき将来の社会の姿ということで、ワイヤレス新時代の実現ということを書いてございます。3つのコンセプトを打ち立てておりますが、

この3つのコンセプトに向かっていくための社会の変革、これがワイヤレストランスフォーメーションであって、ワイヤレストランスフォーメーションを実現する政策を提言いただいたということになります。

目指すべき社会とは何かでございますが、①がBusiness Innovationでございます。情報通信産業がGDPの成長に貢献していくように、このビジネスの世界で、いわゆる電波をもっと徹底的に活用していくといったような社会を目指していくのだということ。その結果、個人の生活という観点に対応するものとしては、②のLife Diversityでございます。どこでも自分の時間、余暇時間というのをつくって、それを自分の学び直しや自分の価値観に応じた時間の活用といったもの、それが多様な暮らしの実現につなげていく、こういった社会にしていきたいということであります。

③、安全安心に対応する社会の姿としてTrusted Connectivityということで、予想できない不確実な出来事、ここでは災害とか、あるいは新型コロナのようなウイルスといったものが今後も出てくるだろうと。こういった場面においても、産業や暮らしが安心安全に継続できる世界というのを、このワイヤレスによって実現していこうじゃないか、このような社会の未来像を描いたところであります。これにつながっていくための変革がワイヤレストランスフォーメーションで、それを支える政策は何かということでございます。

この政策の中身につきましては、資料10-2に基づきまして、総務省のアクションプランという形にしておりますので、こちらを御説明したいと思います。

タイトル、ワイヤレストランスフォーメーション推進戦略アクションプラン、上3分の1ほどの絵は、今申し上げた、現状から右側の未来であるワイヤレス新時代に向かっていくための変革がワイヤレストランスフォーメーションであ

るということを示しております。このワイヤレストランスフォーメーションというのは社会の変革を意味する言葉ですけれども、これを電波を利用する人の立場から見るとどういった価値が与えられるかというと、まさにユースフル、便利であるということ、あるいはバリュアブル、ビジネスに付加価値がつくということだと考え、このU、V、W、Xという、アルファベットの順番でU、V、W、Xというこのコンセプトを、総務省としてはこれから広げていきたいというふうに考えているところであります。

これを支える政策というのが、下の水色で網がかかっている部分でございます。「電波を使いやすくする」というのが政策の基本的な方針なわけですが、お使いになる方から見てどのように使いやすくなるのかといったことで、グルーピングをしてお示しをしております。一番左側が、「どこでも使えるように」ということでございます。今5Gというのが2020年代の中心的な通信規格として、これからも普及を進めていくわけですが、新しい整備目標というのを設定してございまして、こちらにつきましては、1枚おめくり頂いて1ページ目を御覧いただければと思います。

点線の枠囲いの中に目標を4つ掲げてございますが、例えば、新目標の1のところ、サブ6と言われる3.6GHzから6GHz、これまで割り当てられてきたものよりは少し高いですけれども、そういったところをサブ6と呼んでいます。こういったところにつきまして、2027年度までに高トラヒックエリアの80%のカバーというのを共通の目標としていこうということ。次の目標ですが、ミリ波と言われるさらに高い周波数帯、距離は飛ばないものの、すごく高速の通信が可能となるような周波数帯については、スポット的に利用されることを念頭に、インフラシェアリングという形態も活用しながら、2027年度までに5万局を整備するという目標を立ててございます。事業者の方々から「活用レポート」の提出を受けまして、総務省がその概要を利用者の方々に

分かりやすく公表する仕組みにしていきたいと思っています。この整備目標については、基本的に3年ごとの見直しを行いたいという目標を今回新たに立ててございます。

表の紙に戻っていただきまして、「どこでも使えるように」の2つ目のメニューですが、NTNの実現と書いてあります。ノン・テレストリアル・ネットワーク、つまり、陸上以外の通信環境をしっかりとつくっていかうということであります。今年度中に、携帯と衛星の直接通信をできるための技術基準をつくるでありますとか、先ほど申し上げた上空の基地局について、2年後の導入を見据えて準備をしていく、あるいは、地域で使えるローカル5Gの上空あるいは海上での利用を進めていく、こういったことの制度整備をしていきたいと思っています。電波産業の活性化という意味では、IoTを宇宙利用する場合の制度的な課題の整理を速やかに行いたいと思いますし、地域でのBWA、ローカル5Gの活性化のための方策の検討も進めてまいりたいと考えてございます。

2つ目のグルーピング、「手軽に使えるように」するための制度整備ということで、1つ目が免許制度でございます。混信の防止を担保することは前提とした上で、手続の簡素化を図ってまいりたいと思っていまして、免許制度しかり、無線局を扱う資格についてもしかり、あるいは技術基準適合性、いわゆる技適と呼ばれるものについての仕組みというのも簡素化を図ってまいりたいと思っています。また、研究開発成果も早期に社会実装できるように、実験試験局という仕組みがありますが、これの手続の簡素化も図ってまいりたいと考えてございます。そして、電波を使えるようにするための仕組みという意味では、いわゆる免許の申請あるいは免許状の交付というのが、今紙を念頭につくられておりますけれども、電子申請、電子免許状といった仕組みをつくってまいりたいというふうに考えてございます。

右側、「スピーディーに使えるように」という政策でございます。まず、移行

再編をスピーディーにするための新たな仕組みというのを、これは法制度上の措置をつくってまいりたいと考えてございます。あるいは、移るのではなくて共用、あるいは同じ周波数帯、調整をするという仕組み、こちらについても、いわゆる免許人の方々同士の調整というのではなく、例えば間に運用調整機関みたいなものを活用するなど、実施しやすくするような方策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

最後、「いつでも使えるように」ということで、安全安心に対応する具体的な政策として、自然災害への対応を強めていこう、あるいは、電波の干渉を防ぐために、例えば移動監視みたいなもの、あるいは重要無線通信が遮断されないようなためのさらなる制度整備、このようなものをしていきたいと思っています。これら全体を支えるものとして、電波利用料の制度というのがございます。電波利用の料額あるいは電波利用料の使い道、この見直しに関する法案についても、早期に国会に提出していきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

今非常に大きく社会が変化する中において、電波の利用拡大に関する今後の方向性に関して、非常に幅広い観点で、俯瞰的な整理をされたものだと考えております。今後、このようなものをベースにして、様々な具体的な施策に入っていくわけですが、ビジネスや国民生活など、様々な局面で全てに関連するところがありますので、このアクションプランや推進戦略を聞く側に立って、様々な形で分かりやすく説明するということも非常に重要だと思っております。世の中様々なトランスフォーメーションが今出てきています。そういう中でも、

ワイヤレストランスフォーメーションは非常に重要だと思いますので、その周知内容のところで、これからもぜひ手を尽くしていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 御報告ありがとうございました。どんどん進んでいく、大きなビジョンが見えてよかったなというふうに思っています。

今、大久保先生もおっしゃいましたように、やはり分かりやすいとか使いやすいとかなじみやすいというのはとても大切なことだと思いますので、忘れずに頑張っていっていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ワイヤレストランスフォーメーションというコンセプトで、その志はよしということで、私も大いに賛同しているところですが、ただ、細かく見ていくとまだまだ課題があるようにも見受けられます。一例を挙げると、推進戦略案にあった無線技術の多様化ということで、衛星コンステレーションが挙げられており、例えばスターリンクといったサービスが能登半島沖地震でも一定程度活躍したわけですが、しかし、アクションプランにあった、手軽に使えるようにという観点からはまだまだ課題があるというふうに私は感じています。

これは私事なんですが、今年の2月にスターリンクのサービスをちょっと試してみたんですが、その段階ではスターリンクサービスを利用するには、スターリンクジャパンのホームページかコストコで申し込む必要があって、セットアップも利用者個人で行う必要があったり、誰でも手軽に使えるサービス

とは必ずしも言えないのかなというふうに思いました。また、アンテナを設置する工事費用もそれなりにかかりますので、その点でも手軽には言えないようです。また、品質面でも地形、すなわちアンテナの位置とか天候にも左右されて、今後、利用者が増えてきた場合に、安定性や性能といった点が未知数といった課題もありそうです。ワイヤレストランスフォーメーションを推進するためには、そういった、細かいですけれども、消費者にとって決して無視できないような課題があり、これは一つ一つクリアしていく必要があるように感じています。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 期待に即した戦略としては適切なものと考えております。ただ、実際にどのように目標を実現していくのかというところが、今後の大きな課題だと思っております。例えばですけれども、新目標4として掲げられている、都道府県や市町村の本庁舎において5Gのカバレッジを目指すのは2025年度末までと設定されていますが、それほど期間も残されていないところで、達成するために現実的な可能性のある施策をつくっていく必要があると思われれます。単に目標をつくるだけで終わらないよう、今後、より検討が求められると感じております。

引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私から1点だけ。非常によくまとまっていると思います。重要なことは、無線はそれなりに使われているので、ローカル5Gを含めて、どういうニーズがあって、実際使うときになるべくニーズに即したものを速やかに使えるような、そういうノウハウ的なものをうまく伝えるような、そういう仕組みが非常に重

要だと思しますので、ぜひそういう面でも、きめ細やかなサービスをよろしく
お願いいたします。

以上です。

何かコメントございますか、事務局のほうから。

○岸携帯周波数割当改革推進室長 各委員の先生方、コメントありがとうございました。先生方のコメントにございましたように、これからしっかり施策として打っていかねばいけないということ、その際に、電波を、サービスを受ける消費者の方々にとって使い勝手のいいものであること、これは国が免許制度の中でできることもありますし、事業者が利用者に対してサービスを分かりやすく、手続なども含めて行っていくということも必要になってくるし、そこはしっかり役割分担しながら、国としてできることをしっかり着実に進めていきたい、このように思いながらコメントを拝聴しておりました。

引き続き頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それ以外に追加の御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。以上で報告事項を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○岸携帯周波数割当改革推進室長 ありがとうございました。失礼いたします。

諮問事項（総合通信基盤局）

（１）４．９ＧＨｚ帯における第５世代移動通信システムの普及のための特定
基地局の開設指針案

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問の第12号、4.9GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設指針案につきまして、これは佐藤移動通信企画官から御説明よろしく願いいたします。

○佐藤移動通信企画官 移動通信課の佐藤でございます。

それでは、私のほうから、諮問第12号説明資料に基づきまして、4.9GHz帯における5Gの普及のための特定基地局の開設指針案について御説明をさせていただきます。

3ページに進んでいただければと思います。4.9GHz帯につきましては、サブ6と呼ばれる周波数帯でございまして、総務省の周波数再編アクションプランにおきまして、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて検討を進めることとされております。周波数の利用意向調査を実施しましたところ、本周波数帯につきましては、携帯事業者から早期の割当ての希望があったことに加えまして、本年3月に技術的条件の一部答申をいただいたことも踏まえて、早期の周波数割当てに向けて、開設指針の策定等の制度的整備を進めることとしたものでございます。

なお、本周波数帯につきましては、5GHz帯無線アクセスシステムを利用する既存利用者がおられますため、終了促進措置の対象としております。こうしたことも踏まえまして、今回の割当てにつきましては、100MHz幅を1枠、移行期間は6年と想定した上で、認定期間を16年としております。

次のページになります。

こちらが、4.9GHz帯の割当てに関する今後の手続の流れになります。7月2日に本開設指針案を公表しまして、翌7月3日から8月1日まで意見募集を実施したところでございます。意見募集の結果につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

次のページになります。

こちらが、審査基準の考え方になります。より多くの人が5Gならではの通信を実感できるようにするため、人口の多いエリアを整備すること、広範なエリアカバーを実現すること、終了促進措置の着実な実施の3点を基本的な考え方としております。

6ページ目になります。

絶対審査基準案の詳細な項目になります。まず、エリア展開につきましては、サブ6展開率を4.9GHz帯の割当ての審査項目とすることといたしまして、その展開率を認定から12年後の年度末までに全国の高トラフィックエリアの80%以上とすることとしております。サブ6展開率の考え方は、19ページを御参照いただければと思います。

その他の項目につきましては、⑤の特定基地局開設料が年17億円以上であること、⑥の財務的基礎があること、⑧の既存無線局の移行に伴う終了促進措置に必要な金額である740億円を確保すること等となっております。終了促進措置に要する金額につきましては、まず、5GHz帯無線システムの既存免許人にアンケートを行い、移行先のシステム、例えば無線LANやローカル5G等々があるわけですが、こちらを具体的に聞き取った上でシステムごとのモデル費用を算出をいたしまして、さらに、免許人の個々の利用状況を勘案しながら、想定される費用を積み上げたものになります。この費用の考え方につきましては、外部有識者の方にも評価をいただきまして、適当であるとのコメントをいただいております、今後公表する開設計画の認定申請マニュアルにおいてお示しする予定でございます。

次のページ、7ページ目でございます。

競願になった場合に実施する比較審査の基準になります。エリア展開率がより大きいこと、公平性・競争促進の観点から、これまでのサブ6帯の割当ての

状況、終了促進措置に関する計画、特定基地局開設料の金額、不感地対策・災害対策の５項目を審査項目としておりまして、それぞれの配点は全て２４点としております。

なお、エリア展開の評価項目につきましては、次のページになります。

一番下の米印に記載にありますとおり、これまでの５Ｇ導入開設指針の競願時審査項目のうち、エリア展開に係る項目に関する最終年度の開設計画に未達成がある場合には、今回の審査では最下位とするということとしております。また、不感地対策につきましては、項目としてエリア外人口の解消人数がより大きいことが含まれておりますが、エリア外とは、いずれの事業者についても携帯電話サービスが利用できないという、いわゆる不感地域でございまして、この不感地域における解消人数を評価することとしております。

次のページ、９ページ目になります。

こちらが、比較審査基準の配点方式になります。これまでと同様、等分配点方式としております。

次のページです。

１０ページ目以降が、今回の意見募集の結果概要になります。計１３件、１３者から意見をいただきました。寄せられた意見やそれに対する総務省の考え方の全体につきましては、２０ページから３１ページを御参照いただければと思います。

こちらは概要になります。主に、比較審査項目に関する御意見をいただきました。まず、サブ６展開率につきましては、この１０ページ目の上の箱になりますが、今回割当て対象となる４．９ＧＨｚ帯につきましては、航空用空港面移動通信システムとの混信を防止するため、一定の離隔距離を確保することが求められております。このため、基地局を設置できないメッシュについては除外すべき等の御意見をいただきました。これを踏まえまして、右側が総務省の考

え方になりますが、空港用地からの適切な離隔距離を確保するため、特定基地局の開設が困難なメッシュにつきましては、特定基地局の展開率の対象メッシュから除外すべく、開設指針案の修正を行うこととしております。

その他、特定基地局の開設数、公平性・競争促進、終了促進措置等についての御意見をいただいておりますが、総務省の考え方をお示した上で、原案のとおりとさせていただきます。

14ページになります。

都道府県、市町村の事務所の5Gエリアカバーについて、自治体の出先機関として、都道府県であれば支庁や地方事務所、市町村であれば支所、出張所が存在しておりますが、現場では、そちらについては特段区別していないという御意見をいただきましたので、このような出先機関を広く対象とするため、原案を修正することとしております。

17ページ、18ページです。

こちらにつきましては、先ほど御説明した2つの御意見を踏まえて修正した新旧対照表になります。さらに、技術的な修正も何点か行っておりまして、それらを反映した新案の全体につきましては、35ページから64ページを御参照いただければと思います。

説明は以上になります。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

この開設指針案に関しましては、内容について同意をいたします。

1点だけ、今後の5Gの普及という非常に大きく重要な目標に向けたものであり、かつまた、ビジネス上も、かなりニーズが大きいということで、携帯各

社さんから様々な質問、コメントが寄せられていると思いますので、今後の手続を進めるにあたっては、丁寧に進めていただきたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も、適切な開設指針案だと思いますので、賛同いたします。

1点だけ質問させてください。

電波の有効利用という観点からは、できるだけ競願にあって、そこでの比較審査が充実するということが重要であるというふうに思いますけれども、その観点から、何か今回の開設指針案における工夫といったものがあれば御教示いただければと思います。

○佐藤移動通信企画官 御質問いただきまして、ありがとうございます。

競願になるようにするための工夫という御質問であります。我々は今回に限らず、これまで特定基地局の開設指針案の策定におきましては、認定申請マニュアルの作成でありますとか、日々の事業者とのコミュニケーションをする中で、できるだけ申請をいただけるように取組を進めてまいりました。今回も同様に、できるだけ丁寧に、認定申請マニュアルの策定も含めて説明をしていくということはやってきておりますので、申請はこれから始まるわけですが、そのような取組を引き続き進めてまいりたいと思っております。

○林委員 了解いたしました。その透明性を確保しつつ事業者との対話、コミュニケーションを密に取っていただくということで、結果として競願に持っていくということになれば、電波の有効利用という観点からも望ましいと考えま

すので、引き続きその努力をお願いしたいと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。適切な開設指針案だと考えますので、賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私から1点だけ確認ですけれども、19ページにあるように、今回のエリアの展開率に関しましては、かなり狭い範囲でメッシュに切って提案していますが、ソフトバンクからのコメント、ページでいうと、最初の10ページですか、そこを見ると、カバーすることに関して基地局のサイズというんですか、スモール基地局とマクロ基地局はどうかということに関してはコメントが来ているわけですが、今回に関しては特に修正はないということで、基地局の数だけでカウントしていることに関しては、将来的に何か検討する必要性はあるんでしょうか。

多分、この展開率が従来と違いますよね。かなり小さく切っているんで、そういう意味では、小さいところをカバーするような、小さい基地局をいっぱい置いたほうがいいという意見もありますけれども、やっぱりコストもかかるので、マクロとスモールを2つ組み合わせるのが多分妥当な考え方だと思いますので、そういうことに関して、何か総務省のほうでこれについて、今後の施策の参考と書いてありますけれども、何か具体的に議論されたことがあるんでしょうか。もしあるのであればお伺いしたいんですけれども。

○佐藤移動通信企画官 御質問ありがとうございます。基本的には総務省の考え方でお示ししたとおり、笹瀬会長からも御指摘のあったように、実際のネットワークの整備に当たっては、マクロセルとスモールセルについて、地形の状況やトラヒックその他の状況を勘案しつつ、これらを組み合わせながら整備を進

めていくものと考えております。

ただし、その上で、より多くの基地局を設置して緻密なエリア展開を行うことが周波数の有効利用につながるという考え方は、我々としても基本として持っておりますので、この考え方に沿って、この開設指針案の項目を検討しているということでございます。

今後のネットワークの整備の状況等々を見ながら、この考え方については不断に検討を行っていくということかと思いますが、現時点で、何かこれに関して新たなことを考えているということはないという状況でございます。

以上です。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第12号は諮問のとおり制定することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○佐藤移動通信企画官 ありがとうございます。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等(90GHz帯滑走路面異物検知レーダーの導入等)

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、諮問第11号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案等(90GHz帯の滑走路面異物検知レーダーの導入等)につきまして、これは糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官のほうから御説明よろしく願いいたします。

○糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官 ありがとうございます。基幹・衛星移動通信課でございます。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等について御説明申し上げます。

本件は、3件について一括して省令案の改正をお願いするものでございます。

1つ目は90GHz帯活動路面異物検知レーダーの導入、2つ目は航空機用救命無線機ELTの次世代規格への対応、最後に、電気を動力源とする航空機、いわゆる空飛ぶクルマでございます。これの導入への対応でございます。

内容については、パワーポイントの説明資料により御説明いたします。

3ページ目、御覧ください。

90GHz帯滑走路面異物検知レーダーでございます。2000年にコンコルドの墜落事故が発生いたしました。これは滑走路面に落下した金属片が引き起こしたものと推定されてございます。これ以降、滑走路上の異物除去の重要性が再認識されまして、確認手順が追加されております。ただ、これまでの取組は主に人手による確認を行うものでございまして、効率化が求められております。今般、レーダーと監視カメラを組み合わせた新方式が開発されております。写真は、羽田空港のものでございますけれども、金属片を検知ができるレーダーを複数組み合わせ配置いたしまして、滑走路や誘導路をカバーするという構成となっております。これまでは、部品が落下したという申告を受けてから、滑走路を閉鎖いたしまして、目視で確認を行ってございましたけれども、レーダーで異物を検知し、機械的に検知することができる、カメラで確認することができるというようになりまして、大幅に効率化が見込まれてございます。

これまで、国内外の複数の空港で性能を確認いたしまして、3センチメートル程度の金属片を確認できるということなど、実用化に向けめどが立ったことから、制度化をお願いするものでございます。

4ページを御覧ください。

無線設備規則を改正いたしまして、滑走路面異物検知レーダーに関する規定

を追加し、周波数として92から100GHzまで、空中線電力として最大100ミリワットとすることなど、規定を置くものとなっております。

5 ページを御覧ください。

2 点目の航空機用救命無線機（ELT）でございます。これの次世代規格に対応するための制度改正でございます。

まず、ELTは、航空機が墜落した場合に海上への着水や墜落の衝撃を検知しまして、救難信号を発信する無線機でございます。これまでもELTは航空機への搭載が義務づけられております。今般、新たにELT-DT型と呼ばれる次世代規格を導入するものになります。これは、あらかじめ定められた高度や姿勢を外れたことを検知しまして遭難信号を発信する方式でございます。国際民間航空条約（ICAO条約）において装備が義務づけられております。これを受けまして、電波法施行規則等の改正を行うものになります。

6 ページを御覧ください。電波法施行規則の改正内容でございます。

まず、左の図が現行の周波数配置でございます。これを、右に向かいましてELT-DTに対応した緑の部分、406.05MHzを中心としまして、幅40kHzの帯域及び406.076MHzを追加いたします。また、下の図になりますけれども、コスパス・サースット協定において追加予定の周波数がございいますので、これも追加いたします。これらを全て包含する形で、406MHzから406.1MHzまでを航空機用救命無線機の周波数として指定するものでございます。

7 ページを御覧ください。

ICAO条約等への参照や無線設備規則においても、電波の型式等の追加を行うものでございます。

8 ページを御覧ください。

続きまして、3 件目、空飛ぶクルマ導入への対応でございます。近年、無人

航空機の性能が飛躍的に向上してございまして、乗客を乗せ飛行する、いわゆる空飛ぶクルマの導入が検討されてございます。2025年の大阪・関西万博においても飛行が予定されてございます。現行の制度では、航空機はエンジンを搭載していることというのが前提となっております。エンジンが発電機を動かしまして、これがバッテリーを充電するということを前提に、蓄電池は充電することができるものでなければならないという規定が置かれてございます。一方、空飛ぶクルマでは、エンジンそのものが搭載されておりませんで、バッテリーの電力でモーターを回すという構造になってございます。このため、実情に合わせた制度改正が必要となっております。

具体的には、無線設備規則の改正を考えており、電気を動力源とする航空機は実情に合致しないこととなりますので、除外規定を設けるものとなります。

以上が改正内容となります。

なお、答申をいただいた場合、速やかに改正を行いまして、公布日に施行することを予定してございます。

9 ページを御覧ください。

省令等の改正案につきまして、令和6年6月28日から7月29日まで意見募集を行いまして、2件の意見が提出されてございます。

まず1点目は、FODレーダーの開発元からの賛同意見でございます。もう1件は、電波天文に関するもの、国立天文台からの意見でございます。これは、情報通信審議会情報通信技術分科会航空海上無線通信委員会の報告内容の再確認を求めるものでございます。支障を与えないように審査するという事で回答を予定してございます。

以上、特段の反対意見は認められてございません。以上を踏まえまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。妥当な改正案だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も、必要な改正だと思います。同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も適切な改正だと存じます。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 同じく賛同いたします。適切な改正と考えます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私も、同様に適切な改正だと思いますので、同意いたします。

ちょっと1点確認ですけれども、1つ目と3つ目に関しては、これは国際的な取決めはあるのでしょうか。空港はどこにでもありますし、それから空飛ぶクルマもあちこちで使われようとしていますので、同じような方法で行われているのか、もしくは国際的な規格は決まっているのでしょうか。2つ目に関しては書いてありますけれども、1つ目と3つ目に関しては、特に何も海外の動向とか書いていないので、そこはどうなっているのでしょうか。

○糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官 ありがとうございます。

まず1件目でございます。まさに先生おっしゃるとおり、これから標準化を進めていこうということで考えてございます。滑走路面の異物検知レーダーというのは、比較的新しい取組でございまして、この取組も世界的にも進んだものでございます。そういう意味で、これから日本発ということで、世界的な標準化を働きかけていきたいと。

具体的には、ITU-R、電波の世界の国際的な標準化機関でございますけれども、その無線標定を取り扱うワーキングパーティー5Bというのがござ

いまして、その中で、日本の取組、紹介いたしまして、国際標準化の働きかけを行っていきたいというふうに考えてございます。また、本件につきまして、海外でも実証実験を行ってございまして、マレーシアのクアラルンプール空港でも実証実験を行ってございます。そういう意味で東南アジア、南アジアを中心に展開を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

3点目でございますけれども、空飛ぶクルマに関しましては、一般的な航空機の無線機を搭載するものでございます。小型航空機には、1セット最低限必要となる無線機というのは義務づけられてございまして、それは各国においてそれほど差異はないものというふうに認識してございますけれども、その中で、国内の電波法に実情に合わないところがあったので改正をするという、これは手続論的な微修正の範囲の改正というふうに認識してございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。特に1つ目に関しては、これはかなりいい方式なので、ぜひこういうのを標準化していただいて、世界中の空港に入れていただくと、安心安全が高まるだけではなくて、日本の技術の貢献が大きいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ほかに追加の御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第11号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○糸基幹・衛星移動通信課電波利用分析官 ありがとうございます。失礼いたします。

○笹瀬会長 それでは次に、付議事項に入りますので、出席されない職員の方は退室よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員(一部)退室)

付議事項

審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

付議の第1号、審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議につきまして、小川移動通信課長から御説明よろしく願います。

○小川移動通信課長 移動通信課長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、付議第1号説明資料に基づきまして、審査請求人所属アマチュア局の変更申請に対する拒否処分に係る審査請求の付議につきまして、御説明申し上げます。

2ページを御覧いただければと思います。

この審査請求の概要について、このページで御説明を差し上げたいと思います。

まず、1の審査請求の年月日でございますが、令和6年8月15日でございます。

2の審査請求人でございますが、資料記載のアマチュア局の免許人でございます個人の方から審査請求が提出をされたものでございます。

3の審査請求に係る処分でございますが、関東総合通信局長が令和6年8月

5日付で審査請求人に対して行いました、電波法第17条の規定による無線設備の変更、及び同法第19条の規定による指定の変更についての不許可及び拒否処分に係るものでございます。

4の審査請求の趣旨でございますが、今3で御説明申し上げました処分のうち、電波法第19条の規定による指定の変更を拒否するの部分を取消すとの裁決を求めるということでございます。

続きまして、5の審査請求の理由でございますが、これは審査請求書の記載を抜粋したものをここに記載をさせていただいておりますけれども、本件処分は、次の事実により違法であるとして、それ以下3点の理由が記載をされているところでございますが、一番下にご覧いただけますように、本件処分によりまして、審査請求人は電波法第19条の規定において認められた申請権を正当な理由なく侵害されているということを理由として挙げているというところでございます。

続きまして、3ページを御覧いただければと思います。

この審査請求に係ります、審査請求人から行われました変更申請の概要、それに対する処分の概要について御説明申し上げます。

まず、1の変更申請の概要でございますが、変更申請の年月日が令和5年の10月12日、(2)の申請者ですけれども、先ほど申し上げました審査請求人でありますアマチュア局の免許人の御本人ということでございます。この方によりまして、関東総合通信局長に対して申請が行われたものでございます。

(3)の変更申請の内容でございますが、当該申請者所属のアマチュア局につきまして、①といたしまして、電波法第17条の規定による無線設備の変更ということで、750K F1Dの無線設備に150K A1Dを追加するというものでございます。これにつきましては、750Kと書いてございますのが周波数の帯域幅を示しておりまして、これが750kHzということを示し

ております。また、F 1 Dというのは電波の型式を表す記号となっておりまして、この7 5 0 K F 1 Dの電波型式の電波が発射できる無線設備に対しまして、今回、1 5 0 K、新たな帯域幅であります1 5 0 k H zの新たな電波型式であるA 1 Dという電波型式を追加するという無線設備の変更ということでございます。

②といたしまして、電波法第1 9条の規定による指定事項の変更ということで1 5 0 K A 1 D、7 5 0 K F 1 D、4 3 5 M H z 1 0 ワットという指定を希望するというものでございます。

これに対しまして、2の処分の概要でございますけれども、関東総合通信局長が行った処分の概要について、ここに記載をしております。

まず、(1)の処分の年月日でございますが、令和6年8月5日付ということでございます。

(2)の処分の内容でございますが、令和5年10月12日付で申請のあったアマチュア局の電波法第17条の規定による無線設備の変更及び同法第19条の規定による指定の変更については、次の理由により不許可及び拒否をするということでございます。理由といたしまして、電波法第17条の規定に基づく無線設備の変更については、同法第三章に定める技術基準に適合しないため。また、同法第19条の規定に基づく指定の変更については、特に変更の必要があると認められないためということで処分をしているということでございます。

続きまして、4ページから参照条文をお付けしてございます。このうち主なものを簡単に御説明申し上げます。

まず、4ページの一番上、電波法の第8条の条文を記載しておりますけれども、電波法第8条におきましては、総務大臣は無線局の予備免許を与える際に、次に掲げる事項を指定するという規定になっておりまして、このうち、第2号に電波の型式及び周波数と、第4号に空中線電力を指定をするという規定がご

ございます。その下、第 17 条の変更の許可等に関する条文でございますけれども、2 行目の真ん中以降に飛んでいただきまして、免許人は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないと規定をされているところでございます。また、その下、第 19 条の規定でございますけれども、総務大臣は免許人、または第 8 条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力等々の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができることを規定しているものでございます。

また、本件審査請求に関しましては、第 83 条でございますけれども、この法律、またはこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求は、審査請求書正副 2 通を提出しなければならないことが規定をされているところでございます。

また、第 85 条におきまして、第 83 条の審査請求があったときは、総務大臣がその審査請求を却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならないことを規定しております。

今回の付議につきましては、この第 85 条に基づきまして付議をさせていただくというものでございます。

なお、参照条文の後、15 ページに電波監理審議会への付議書の写し、16 ページに、付議書の別紙 1 といたしまして、関東総合通信局長が行いました処分通知書の写し、それから 18 ページに、別紙 2 といたしまして、本件審査請求書の形式審査の結果を示しているところでございます。形式審査の結果は適となっていることから、付議をさせていただくというものでございます。また、19 ページ以降は、審査請求人から提出のあった審査請求書の副本への写しを添付しております。これらにつきましては、御説明のほうを省略させていただければと思います。

説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問よろしく願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

こちらの審査請求の中身については、概略理解をいたしました。これに基づいて、これから審理を開始していくことが適切だと考えます。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も法律的なことは素人でよく分かっていないところがありますけれども、御専門の審理官の先生方に、きちんと御審理いただくことが大切だなと思っております。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

私も、今後本件固有の事実についてはこれから審査がされていくのだろうと思いますので、推移を見守りたいと思うんですけれども、手続の流れについて確認をさせていただければと思います。

まず、審査請求ということですが、審査請求というのは一般的には行政庁の処分・不作為について、処分庁・不作為庁以外の行政庁に対する不服申立てのことですが、本件では、処分庁は関東総通局長で、処分庁以外の行政庁が電波監理審議会に当たって、この電監審に対する不服申立てがあったということで、資料にもあったと思いますけど、一般的には行政不服審査法2条に基づく審査請求ということですが、この場合は電波法85条に基づく審査請求があったということで、まず、よろしかったでしょうかということが1点目で、あと、これから裁決が出されるということですが、仮に本

件審査請求が棄却されるという裁決が出された場合には、もしその審査請求人が納得しなければ、取消しの訴えを提起するということになると思うんですけども、それは一般法の行政事件訴訟法に準拠するということではよろしかったでしょうか。すみません、それだけ確認させてください。

○松田幹事 事務局の松田です。

林先生、御質問ありがとうございます。最初の1点目の御質問についてなんですけども、概略は林先生の御理解のとおりかと思うんですけども、1点だけ、審査請求については、総務大臣に対して出されて、総務大臣から電監審に対して付議しているというような文書の流れになっております。

ですので、最初受け付けたのは総務大臣で、総務大臣が審査をし、却下しないという判断をした上で電監審に対して付議しているというのが今の状況でございます。

2点目につきましては、申し訳ございません、この場でお答えすると間違えるかもしれないので、正確なところを後ほど御回答できればと思っております。申し訳ございません。(※)

○林委員 よろしくお願ひします。前者については、一旦総務大臣がかんでいくということですね。そこは了解いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

私から1点だけ。

これに関しては、これから電波法に基づきまして審理を開始する必要があると思いますけれども、この審理を主宰するのは、主任審理官として、今現状では鹿島審理官にお願いするんですけども、これは総務省のほうの中でも、実際1人じゃできないので、どういうふうな組織でこれをチェックするんでしょうか。総務省の担当の方がいらっしゃるわけですね、かなり詳しく。

○松田幹事 事務局の松田です。御質問ありがとうございます。

審理につきましては、基本的には審理官が中心となっていくことになっていきます。それに関する事務処理等につきましては、我々事務局のほうで担当することになりますので、そのような体制で行いたいと思っております。

○笹瀬会長 分かりました。それで、審理が終わった後には、もう一度電波監理審議会に報告というか、もしくは審議結果の承認という議決が来るんでしょうか。

○松田幹事 調書・意見書という形で審理官から書類が提出されまして、それを受けて、電監審で採決案を議決していただくような処理を行っていただきます。

○笹瀬会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、付議第1号につきましては、電波法に基づきまして審理を開始する必要がありますので、審理を主催する主任の審理官として鹿島審理官を、それから主任審理官を補佐する補佐審理官として古賀審理官を指名することといたします。

なお、鹿島審理官は9月11日までの任期となっておりますので、先ほど後任の審議官として議決いたしました三村氏につきまして、総務大臣が審議会に任命することを条件に、9月12日から主任審理官として三村氏をあらかじめ指名することといたします。

なお、本件は審査請求が受理された日から30日以内に審理を開始する必要がありますので、よろしくお願いします。鹿島審理官、どうぞよろしくお願いいたします。

○鹿島審理官 了解いたしました。適正かつ迅速な審査手続を進めていくということで承りました。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。あと、古賀審理官もどうぞよろしくお願

いたします。

○古賀審理官 よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

以上で、総合通信基盤局の審議を終了いたします。総合通信基盤局の職員の方は御退室よろしく申し上げます。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛てに提出よろしく申し上げます。

次回の定例会の開催は、令和6年9月30日月曜日の15時からウェブ開催と予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに事務局から何か追加の案内ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会をこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

(※) 閉会后、事務局より以下のとおり回答。

林委員ご指摘のとおり、行政不服審査法が基本となり、そこに個別法である電波法に特別の定めがある点について、付加・修正が入ります。本件処分は、関東総合通信局長によるものですが、これに不服がある場合の審査請求先は、行政不服審査法4条4号所定の「当該処分庁等の最上級行政庁」である総務大臣となり（本件審査請求も総務大臣を名宛人としております）、今般、電波法8

5条の規定に基づき、総務大臣から電波監理審議会に付議がされた、という手続の状況になります。

本日の審議会にて主任審理官の指名がされましたので、今後、主任審理官が主宰して審理が進められ、審理官による意見書の作成が熟した時点で調書及び意見書を審議会にお示しし、審理官からの説明及び委員の皆さまとの協議が行われます。その後、調書及び意見書に基づき、事案についての裁決案が審議会にて議決されることとなり（電波法93条の4）、議決の日から7日以内に、総務大臣は、その議決により審査請求についての裁決を行います（同法94条1項）。

この裁決に対する取消訴訟も固より行政訴訟ではございますが、ご案内のとおり、個別法である電波法によって、裁決主義（同法96条の2）、審級省略（同法97条）、実質証拠ルール（同法99条）といった、一般の行政事件訴訟の特則が置かれているところです。具体的には、総務大臣の裁決に不服がある場合は、この裁決に対してのみ、取り消しの訴えを東京高裁に提起することができます。